令和6年度サーキュラーエコノミー実践支援業務委託仕様書

1 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

2 履行場所

宫城県内一円

3 目的

本県の事業者を対象とし、サーキュラーエコノミーに関する認知度向上、理解促進を 図るとともに、サーキュラービジネスの取り組みを支援することを目的とした業務を行 う。

4 業務委託内容

(1) サーキュラーエコノミーの普及業務

県内事業者に対して、サーキュラーエコノミーへの理解を深めることを目的とした普及業務を実施する。業務の内容は、以下の2案のいずれかを想定しており、契約締結後に決定する。

案(1)

発注者が県内の企業団体等と調整し、当該企業団体等が主催する研修会等に おいて、受注者及び受注者以外の特別講師による1時間程度を目安とした講演 を行う。

講演内容は、サーキュラーエコノミーの概念、企業が取り組むべき背景・理由 等に加え、当該企業団体の特性に応じて参考となるようなサーキュラービジネ スの事例紹介を含めること。

開催時期については年度後半、回数については3回を想定しているが、詳細は 契約締結後に発注者と協議して決定する。

- ・出演者との調整及び報酬等の必要経費の支払い
- ・参加者アンケートの実施

案(2)

受注者が対面式のセミナーを企画・開催する。

講演内容は、サーキュラーエコノミーの概念、企業が取り組むべき背景・理由等に加え、当該企業団体の特性に応じて参考となるようなサーキュラービジネスの事例紹介、受注者以外の特別講師による講演等を含め、ウェブ配信も行うこと。

開催時期については年度後半、回数については1回を想定しているが、開催時

期及び特別講師の選定等、詳細は契約締結後に発注者と協議して決定する。また、 付随する以下の業務も含む。

なお、セミナーの周知と会場の用意は発注者側で行う。

- ・出演者との調整及び報酬等の必要経費の支払い
- ・リーフレット等のセミナー周知用宣材の作成
- ・視聴希望者に対する受付と URL 送付等の対応
- ・当日の司会進行等運営業務
- ・参加者アンケートの実施

(2) ワークショップの企画・運営

(1) の参加者を含むサーキュラービジネスに興味のある県内事業者を対象にして、自社においてサーキュラービジネスを展開するための基礎的な視点を学ぶことを目的としたワークショップを開催する。

ワークショップは対面式で行い、延べ1日のプログラムを計2回行う。開催規模は、1 グループ4~6名を計3グループ以内とし、各グループにファシリテーターを配置する。開催時期については、令和7年1月を想定しており、詳細は発注者と協議して決定する。また、付随する以下の業務も含む。

- ・参加希望者に対する受付と連絡等の対応
- ・リーフレット等のワークショップ周知用宣材の作成
- ・参加者アンケートの実施

(3) 普及啓発用宣材の作成

サーキュラーエコノミーの普及啓発を目的として、サーキュラーエコノミーの概要、サーキュラービジネスを実践する企業の紹介記事を作成する。

- 1) サーキュラーエコノミーの概要
 - 県内事業者や県民を対象とした、サーキュラーエコノミーの概要を説明する記事をA4原稿2ページ、見開きで作成する。
 - 原稿には「サーキュラーエコノミーの概念図」や「循環型社会のイメージ 図」のイラストを含み、発注者が2次利用可能なデータ形式でイラスト単 体の納品も行う。
- 2) サーキュラービジネスの紹介記事
 - サーキュラービジネスに取り組む事業者の紹介記事を作成する。内容は、 当該事業者の取り組むサーキュラービジネスの概要を紹介しつつ、社会的 背景や循環性と経済性がどのように両立されているかなどの分析を行い、
 1)の記事と併せてサーキュラーエコノミーに対する理解を深めるものと すること。

● 2社の記事を作成し、少なくとも1社は県内企業者であること。記事は、それぞれA4原稿2ページ、見開きとする。

(4)業務完了報告書の提出

受注者は、業務完了後に本業務成果やアンケート結果等を取りまとめた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。

(5)目標の設定

参加者アンケートを実施し、以下の目標達成を目指すこと。 なお、アンケートでの質問項目は、発注者と事前に協議して決定する。

- ・70%以上の参加者が、サーキュラーエコノミーの理解度を向上する
- ・70%以上の参加者が、自社事業においてサーキュラービジネスの推進に向けた 取組を検討する

(6) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(7) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(8) 疑義に関する協議

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。

協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈によるものとする。

(9) その他

成果品に関する著作権は、宮城県に帰属するものとする。